

軽自動車税（種別割）の申告は3月中旬に

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点での所有者に1年分が課税されます。
※4月1日に車両を取得した場合でも、1年分が課税されます

自動車税とは異なり月割課税ではありませんので、すでに車両を処分、譲渡した場合は、必ず3月中旬に申告してください。納税通知書は5月中旬に送付します。

【車種別の手続先】

▼原動機付自転車（125cc以下のバイク、ミニカー）、小型特殊自動車＝市民税課（2階）、田沼・葛生行政センター、各支所
▼軽二輪および二輪の小型自動車（125ccを超えるバイク）＝佐野自動車検査登録事務所（下羽田町）

☎050(5540)2020
▼軽自動車＝軽自動車検査協会栃木事務所佐野支所（下羽田町）
☎050(3816)3108
☎市民税課(20)3007

令和5年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧できる方＝

①納税者本人（非課税の方や免税点未満の方を除く）
②納税者の代理人（親族を含む）として委任状などを持参した方や納税管理人

※土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる方は、土地の固定資産税の納税者に限られ、家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる方は、家屋の固定資産税の納税者に限られます

▼持参するもの＝申請者の身分証明書（免許証など顔写真付きのもの）、委任状（申請者が代理人の場合、納税者の署名・押印）

▼閲覧場所＝資産税課（2階）
▼期間＝4月3日（月）～5月1日（土）
☎同課(20)3009

児童手当を受け取るには手続が必要ですよ

児童手当は出生、転入、婚姻、離婚手続きなどをしただけでは受給できません。必ず子ども課で受給手続きをしてください。現在、中学生以下

の子どもの保護者（生計中心者）の方が市内在住で、手当を受給していない場合は手続きが必要となります。

※公務員の方の児童手当は原則職場での受給となります

なお、児童手当は出生日、転入日などにさかのぼって支給することはできず、原則手続した月の翌月からの支給となります。

所得上限限度額以上で消滅となった方は、前年の所得が所得上限限度額を下回った場合に申請が必要となります。

☎同課(20)3023

家内労働委託状況届の提出は4月30日まで

家内労働法第26条、同法施行規則第23条により、家内労働者（内職者）へ業務を委託した場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の委託状況について、4月30日までに労働基準監督署を経由して栃木労働局に「委託状況届」を提出することが定められています。詳しくは同局ホームページをご覧ください



☎028(634)9109
☎同局労働基準部賃金室

人にやさしいまちづくりはコミュニティ活動から

■問合せ＝生涯学習課 ☎(20)3109

今年度、常盤地区コミュニティ推進協議会が、（一財）自治総合センターからの宝くじの一般コミュニティ助成金を受けて、デジタルミキサーやパワーアンプなどの音響機器を購入しました。

これからも地域の活性化のために、コミュニティ活動への積極的な協力や参加をお願いします。

※コミュニティ助成事業は、（一財）自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に実施している助成事業です

工業用ミシン無料回収します！



ミシン本体は海外で再利用されます
モーター・足・天板は形を変えてリサイクル！
特殊ミシン・古いモデル・壊れていても・2階にあってOK！

安心の実店舗型リサイクルショップです

リサイクルマート MEGA ドン・キホーテ 桐生店

店舗：桐生市永楽町 5-10
本社：足利市葉鹿町 746-3

☎0277-43-7888



坪単価：25,000円～

空家解体、建物解体工事は、



富士産業株式会社 にお任せ

群馬県太田市東別所町112-10

ください！

TEL：0276-30-6054 トヨタビル3F

FAX：0276-30-6056

mail：customer@fujisangyo.info

